

いのちに優劣はあるのか

お詫びの主体は「国」でなく「我々」、旧優生保護法の違憲性については触れない――。

かつて不妊手術を受けさせられた障害者たちの救済法案が、今通常国会に提出される。1948年に現行憲法下で施行され、96年まで続いた「優生保護法」がもたらした数多の悲劇が総括され、一定の決着がつけられようとしているのだ。

旧厚生省の統計だと、不妊手術の被害者は約2万5000人。このうち本人の同意もなく強制的に施術された人が、少なくとも1万6500人はいたという。

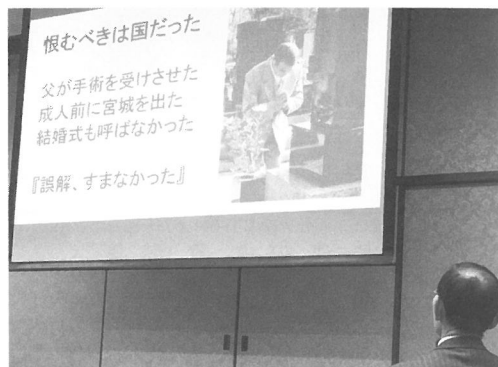
かねて指摘されていた事実だが、国は長い間、「当時は合法だった」と、謝罪も補償も拒んできた。昨年1月、宮城県に住む60代の女性が、旧優生保護法そのものが憲法違反だと、国に損害賠償を求める訴訟を仙台地裁で提起したのを契機に、風穴が空く。全国6地裁で男性を含む15人の被害者らが相次いで提訴し、これらを受ける形で、議員立法による救済法の制定が急がれている。

法案は超党派の議員連盟と与党のワーカーキングチームがそれぞれ検討を重ね、昨年12月に一本化された。それによれば、前文に反省とお詫びを明記する。記録が

優生思想が罷り通る 現代の日本

現存しない場合も幅広く救済。本人の申請に基づき第三者機関が被害を認定し、認められれば一律の一時金を支給する。金額は今後詰めていく…。

だが法案は、冒頭に挙げたような、重大な欠陥を帯びたものになるらしい。すなわち、詫びる主体が不明で、かつ旧優生保護法の違憲性は認否を避けている。被害者側の意見は無視された。「我々」には政府も国会も含まれるし、社会全体



JD 連続講座にて

に責任がある」と、「政府が被告の裁判が争われている中で、立法府が違憲か否かを書くのは難しい」ためだと説明されているようだが、それでよいのだろうか。

責任の所在は曖昧でOK、金さえ払えば済むという顛末となれば、必ず禍根が残る。今さら強制的な不妊手術はあり得ないかもしれない。だが現代の日本社会では、政治、経済、教育、医療、社会保障などあらゆる領域で、優生思想が罷り通りつつあるのが現実だ。

このままでは、せっかくの救済法が、差別の温床である優生思想の駆逐や一掃ではなく、正当化を招きかねない危険なしとしない。過去20年以上の間、主に経済政策を中心に、このテーマと取り組んできた私には断言できる。では優生思想とは何なのか。今月から1年間、読者と一緒に考えていきたいと思う。



さいとう たかお／1958年生まれ。『機会不平等』(岩波現代文庫)、『健太さんはなぜ死んだか―警官たちの「正義」と障害者の命』(山吹書店)、『明治礼賛の正体』(岩波書店)、『日本が壊れていく』(筑摩書房) ほか多数。